

情報公開用文書（附属市民総合医療センターで実施する医学系研究）

（単施設研究用）

西暦 2026 年 4 月 20 日作成 第 1.0 版

研究課題名	呼吸器細胞診における新報告様式の導入と運用の課題
研究の対象	2020 年 1 月から 2030 年 12 月の間に横浜市立市民総合医療センター呼吸器病センターにおいて組織診断および細胞診断を受けた 18 歳以上 95 歳未満の方を対象とします。
研究の目的	本研究は、呼吸器領域の細胞診（痰や気管支の細胞を調べる検査）における新しい報告様式について、現行の報告方法と比較しながら、その問題点や課題、より円滑な運用方法を明らかにすることを目的としています。 近年、肺がん診療の進歩に伴い、細胞診の判定方法についても国際的な基準に基づく新しい分類が提唱されています。本研究では、これまで当院で使用してきた分類と、新たに提唱された 5 段階分類との違いや診断傾向を検討し、今後の診療の質向上につなげることを目指しています。
研究の方法	本研究は、過去に診断された細胞診標本および新たに日常診療で得られる細胞診標本について新しい報告様式に基づいて再評価し、診断結果や傾向を解析します。 日常診療で得られる細胞診標本や細胞診・病理診断の結果や診療録情報を用いて行う研究ですので、研究対象の方のご負担になることはありません。
研究期間	西暦 2026 年 7 月 7 日（研究機関の長の許可日）～ 西暦 2033 年 12 月 31 日 試料・情報の利用、を開始する予定日：西暦 2026 年 7 月 7 日（研究機関の長の許可日）
研究に用いる 試料・情報の項目	【試料】 日常診療で用いた細胞診標本 【情報】診療録から以下の情報を収集します。 年齢、性別などの基本情報 臨床情報 画像検査結果（X 線、CT など） 細胞診・病理診断の結果 治療内容および予後に関する情報
試料・情報の授受	本研究では、外部機関との検体・情報の授受はありません。 検体や情報は、当院で少なくとも 5 年間保管します。検体および個人が特定できないよう加工した情報については、本研究の目的以外の学術研究に用いられる可能性または他の研究機関に提供する可能性があるため、保管期間終了後も期間を定めず保管します。廃棄する際は、個人を特定できないように処理した上で検体は院内の規定等に従って廃棄し、情報は復元できない方法で廃棄します。

情報公開用文書（附属市民総合医療センターで実施する医学系研究）

（単施設研究用）

個人情報の管理	検体・情報は、個人名など単体で個人を特定できる情報を削除し、研究用の番号（識別コード）で管理します。必要時に個人を照合できるよう管理する表（以下、対応表）を作成して、識別コードから個人を特定することが可能になりますが、その対応表は当院外へ提供することはありませんので、当院外の機関が個人を特定することはできません。
試料・情報の管理について責任を有する者	当院の個人情報の管理責任者は病院長であります。その責務を以下の者に委任され管理されます。 研究責任者：横浜市立大学附属市民総合医療センター 病理部 藤井誠志
利益相反	利益相反とは、研究成果に影響するような利害関係を指し、金銭及び個人の関係を含むものです。本研究は資金を要しない研究です。資金が必要となった際は、研究責任者が負担して行います。本研究における開示すべき利益相反はありません。
研究組織（利用する者の範囲）	【研究機関と研究責任者】 横浜市立大学附属市民総合医療センター 病理部 藤井誠志
本研究に関するご質問・ご相談等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。 ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますので下記連絡先までお申出下さい。 また、試料・情報が当該研究に用いられることについて研究の対象の方もしくはその代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象といたしませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも研究の対象の方に不利益が生じることはございません。ただし、拒否のお申し出をいただいた段階で既に研究結果が公表されていたときなど、データから除けない場合があります。	
問合せ先および研究への利用を拒否する場合の連絡先： 〒232-0024 横浜市南区浦舟町 4-57 横浜市立大学附属市民総合医療センター 病理部 （研究責任者）藤井誠志 （問い合わせ担当者）武田奈津子 電話番号：045-261-5656（代表）	